

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項において準用する法第 51 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国帰国者支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次の指定介護機関から辞退の届出があったので、法第 55 条の 3 第 3 号（中国帰国者支援法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 17 日

東大阪市長 野 田 義 和

辞退の届出があった介護機関

別紙のとおり

変更区分	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	辞退・再開等年月日	サービスの種類
辞退	かねとも歯科・矯正歯科	大阪府東大阪市下小阪5丁目12番8号	平田 雅愛	令和8年4月1日	居宅療養管理指導,介護予防居宅療養管理指導